

村山市監査委員公告第 15 号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

平成 29 年 9 月 12 日

村山市監査委員 古瀬 忠 昭

村山市監査委員 佐藤 昌 昭

記

1. 監査の対象 政策推進課
2. 監査の期間 平成 29 年 9 月 5 日から平成 29 年 9 月 12 日
3. 監査の範囲 平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年 7 月末日までにおける財務に関する事務及び関連事務事業の執行状況
4. 監査の方法 村山市監査委員条例第 3 条の規定により通知し、所管課から提出された監査関係書類の調査及び検証をするとともに、平成 29 年 9 月 5 日に関係職員から説明聴取を行った。
5. 監査の結果 次のとおり一部に改善を要する事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

<注意事項>

○委託事業に係る「実績報告書」の提出とその確認について

- ・ 起業創業支援事業業務委託について、平成 29 年 4 月 1 日から同 5 月 31 日の期間で事業者へ委託しており、委託金は、事業終了前に支払われている。しかしながら、事業に係る実績報告、並びに事業終了後に事業内容を確認した書類が添付されておらず、契約どおりに事業が実施されたかどうかの確認ができなかった。契約の履行の審査等については、地方自治法第 234 条の 2 第 1 項において、「契約の適正な履行を確保するためには、必要な検査をしなければならない」旨が明示されている。
- ・ ついては、委託に係る内容の事業について、事業実績報告書等証拠書類の提出を委託事業者に求め、同時に必要な検査を行うなど法令等に則して適正に処理されたい。